

『復興特別所得税』に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課せられることとなりました。これは、平成25年1月から平成49年12月までの25年間、所得税（国税）額に対し復興特別所得税として2.1%を課すというものです。

◇ 復興特別所得税は、所得税（国税）の源泉徴収の際に併せて行われ、所得税（国税）と復興特別所得税の合計税率 ※ を乗じて計算した金額が源泉徴収されます。

※ 合計税率の計算式

$$\text{合計税率（％）} = \text{所得税率（％）} \times 102.1\%$$

例）所得税率が15％の場合 $15\% \times 102.1\% = 15.315\%$

所得税率が20％の場合 $20\% \times 102.1\% = 20.420\%$

◇ 本税制により、平成25年1月以降は貯金利息、国債利子等の利子所得および当JAの出資配当金に対しても以下のとおり、「復興特別所得税」が課せられますのでお知らせいたします。

① 貯金利息（普通貯金・定期貯金および定期積金等）、国債利子にかかる源泉税率

～平成24年12月31日	平成25年1月1日～
20% 所得税（国税）15%+住民税（地方税）5%	20.315% 所得税（国税）15.315%+住民税（地方税）5%

※ 平成25年1月1日以降の利払時、満期時、中途解約時に支払われる貯金利息および平成24年1月以降の個人向け国債の利子に対し復興特別所得税が課せられ、20.315%〔所得税（国税）15.315%。住民税（地方税）5%〕が源泉徴収されます。

（マル優、マル特のお客様は除きます）

② JAの出資配当金にかかる源泉徴収税率

～平成24年12月31日	平成25年1月1日～
20% 所得税（国税）20%	20.420% 所得税（国税）20.420%

※ 平成25年1月1日以降に支払われる当JAの出資配当金に対し復興特別所得税が課せられます。